# 資料-2

令和7年5月7日 奄美大島海区漁業調整委員会資料

## 【議題2】

奄美大島海区漁業調整委員会事務規程の 一部改正について(協議)

## 奄美大島海区漁業調整委員会事務規程の一部改正について

#### 1 改正理由

・ 標記規程において、委員の互選により当海区から選出される鹿児島県連合海区漁業調整委員会委員の任期を1年と定められている一方、鹿児島海区漁業調整委員会及び熊毛海区漁業調整委員会の事務規程の中では4年と定められており、県内の3海区間で任期の違いが生じていることから、それを統一する。

#### 2 これまでの経緯

- ・ 令和3年4月28日開催の第257回委員会において、事務局から次のとおり説明。出席委員からの異論はなかった。
  - \* 海区調整委員会委員の改選があったことから,新たに連合海区委員 の選出が必要。
  - \* 業務効率化の観点から, 奄美大島海区事務規程で定める任期1年を, 県内他2海区の事務規程で定める4年の任期に合わせるよう, 県連合 海区事務局から指導された。
  - \* 他2海区と足並みをそろえるためにも任期を4年としたい。
  - \* 委員から異論がなければ、<u>次回の委員会で、奄美大島海区漁業調整</u> 委員会事務規程の一部改正を諮りたい。
- ・ 第257回委員会以降の<u>委員会において、事務規程の一部改正が諮られておらず、当海区選出の連合海区委員の任期が1年のまま</u>となっていた。
- ・ <u>令和7年2月20日開催の第280回委員会</u>において,<u>事務局から上記経</u> <u>緯について説明し、以下2点について協議の上、承認</u>された。
  - \* 現規程の「任期1年(再任可)」を「任期4年」とする改正に向け て調整等進めること。
  - \* 本来,令和4~6年度において毎年度,県連合海区委員会開催前に同委員会委員を選任するための協議を行わなければならないところを行っていなかったことについて,令和3年4月の委員会で選出した3 名の委員に令和4~6年度も引き続き従事いただいたことから,その間も毎年度再任したものとして取扱うこと。

#### 3 改正内容

・ 奄美大島海区漁業調整委員会を代表する<u>連合海区漁業調整委員会委員</u> (3名)の任期を1年から4年に改める。

### 4 施行期日

• 令和7年5月 日(※ 公報登載日)

#### 奄美大島海区漁業調整委員会事務規程(改正案)

昭和34年2月27日 奄美大島海区漁業調整委員会告示第1号

#### (所掌事務)

第1条 奄美大島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は,漁業法(昭和24年法 律第267号)その他の法令の定めるところにより,鹿児島海区の区域内における漁業に関 する事項を処理する。

#### (事務所の所在地)

第2条 委員会の事務所は、鹿児島県大島支庁内に置く。

#### (構成)

- 第3条 委員会は、委員10名をもつて組織する。
- 2 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、委員の中から、知事が選任した者をもつて充てる。
- 3 専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を 置くことができる。
- 4 専門委員は、学識経験がある者の中から、知事が選任する。

#### (事務局)

- 第4条 委員会の事務を処理するため、事務局を置き、事務局に次の職員を置くものとする。
  - (1) 事務局長
  - (2) 次長
  - (3) 書記
- 2 事務局長は、会長を補佐し、委員会の事務を処理する。
- 3 事務局長は鹿児島県大島支庁農林水産部林務水産課長をもって充て,次長は鹿児島県 大島支庁農林水産部林務水産課水産係長をもって充てる。
- 4 書記は、会長が任免する。

#### (職務権限)

- 第5条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員があらかじめ互選した者が、定められた順序によりその職務を代理する。

#### (会議)

- 第6条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び前条第2項の職務を代理する者がともに互選されていないか、若しくは欠けたとき、又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、知事が招集する。
- 2 会長(会長及びその職務を代理する者がともに欠けたとき、又は会長及びその職務を 代理する者にともに事故があるときは知事)は、委員の3分の1以上の者から、書面 で会議に附議すべき事項を示して、会議の招集の請求があつたときは、その請求のあつ た日から7日以内に、会議を招集しなければならない。

- 3 会長(会長及びその職務を代理する者がともに欠けたとき、又は会長及びその職務を 代理する者にともに事故があるときは、知事)は、会議を招集しようとするときは、あ らかじめ書面をもつて、会議に附すべき事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、 公衆の見やすい方法によつて、公示しなければならない。
- 第7条 委員会は、定員の過半数に当る委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 議事は、法令に特別の定がある場合のほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 委員会の会議は、公開する。
- 第8条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限つて議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。
- 第9条 委員は、会長の許可をうけて、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。
- 2 前項の許可は、要求の順序によつてするものとする。
- 3 会長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わつた後、 会長席に復さなければならない。
- 第10条 委員は,自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については,議事 に参与することができない。ただし,委員会の承認があつたときは,会議に出席し,発 言することができる。

#### (議事録)

- 第11条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。
  - (1) 委員会の日時及び場所
  - (2) 出席委員の氏名
  - (3) 議事事項
  - (4) 議決の結果
  - (5) その他重要な事項
- 第12条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。
- 第13条 議事録は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

#### (連合海区委員の選出及び任期)

- 第14条 漁業法第147条の規定によって,連合海区漁業調整委員会が設置された場合,本委員会を代表する委員は,委員が互選するものとする。
- 2 前項の委員の任期は4年とする。

### (規程の改正)

第15条 この規程の改正は、委員会の議決によつて行うものとする。

(雑則)

第16条 前各条に定めるもののほか議事の運営に関し必要な事項は,会長がその都度定める。

附則

- 1 この規程は、昭和34年2月13日から施行する。
- 2 奄美大島海区漁業調整委員会事務規程(昭和29年9月2日奄美大島海区漁業調整委員会議決)は廃止する。
- 3 この規程の施行の際書記の職にある職員は、別に辞令を発せられない限り第4条の規定による、書記に任命されたものとみなす。

附 則(昭和51年10月18日奄美大島海区漁業調整委員会告示第1号) この規程は、昭和51年10月18日から施行する。

附 則(昭和55年3月10日奄美大島海区漁業調整委員会告示第1号) この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年10月26日奄美大島海区漁業調整委員会告示第62-1号) この規程は、昭和62年9月22日から施行する。

附 則(令和2年11月27日奄美大島海区漁業調整委員会告示第2-2号) この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和7年 月 日奄美大島海区漁業調整委員会告示第7-1号) この規程は、令和7年5月 日から施行する。

対勝 新 旧 事 規程 # #罊 区 難 調 島海 K #角

析	・ 毎年 日 毎 日 毎 日 毎 日 毎 日 毎 日 毎 日 毎 日 毎 日 毎
備	・年書の姿を熊と任にを・連員、毛同期変削  美合会鹿海様
現不	(第1条~第13条 略) (連合海区委員の選出及び任期) 第14条 漁業法第147条の規程によって、連合海区漁業調整委員会が設置された場合、本委員会を代表する委員は、委員が互選するものとする。 目が互選するものとする。 1 前項の委員の任期は 1 年とする。 ただし、再任は妨げない。
改 正案	(第1条~第13条 略) (連合海区委員の選出及び任期) 第14条の規程によって、連合海区漁業調整委員会が設置された場合、本委員会を代表する委員は、委員が互選するものとする。 2 前項の委員の任期は4年とする。 (第15条~第16条 略)

昭和37年9月17日

鹿児島海区漁業調整委員会告示第1号

改正 昭和38年 6月12日鹿児島海区漁業調整委員会告示第1号昭和51年10月18日鹿児島海区漁業調整委員会告示第1号平成16年 4月30日鹿児島海区漁業調整委員会告示第16—1号平成22年 6月25日鹿児島海区漁業調整委員会告示第22—1号令和2年11月27日鹿児島海区漁業調整委員会告示第2—1号

鹿児島海区漁業調整委員会事務規程を次のように定める。

鹿児島海区漁業調整委員会事務規程

(所堂事務)

第1条 鹿児島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、<u>漁業法(昭和24年法律第267号)</u>その他の法令の定めるところにより、鹿児島海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。

(事務所の所在地)

第2条 委員会の事務所は、鹿児島県商工労働水産部水産振興課内に置く。

(構成)

- 第3条 委員会は、委員15名をもつて組織する。
- 2 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、委員の中から、知事が選任した者をもつて充てる。
- 3 専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 4 専門委員は、学識経験がある者の中から、知事が選任する。

(職務権限)

- 第4条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員があらかじめ互選した者が、定められた順序によりその職務を代理する。
- 第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び<u>前条第2項</u>の職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき、又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、知事が招集する。
- 2 会長(会長及びその職務を代理する者がともに欠けたとき、又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときは、知事)は、委員の3分の1以上の者から、書面で会議に付議すべき事項を示して、会議の招集の請求があつたときは、その請求のあつた日から5日以内に会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ書面をもつて、会議に付議すべき事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見やすい方法によつて、公示しなければならない。
- 第6条 委員会は、定員の過半数に当る委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 議事は、法令に特別の定がある場合のほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 委員会の会議は、公開する。
- 第7条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限つて議決するものとする。ただし、委員会において緊急 の必要があると認めた事項については、この限りでない。
- 第8条 委員は、会長の許可をうけて、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。
- 2 <u>前項</u>の許可は、要求の順序によつてするものとする。
- 3 会長が委員として発言しようとするときは、委員席に着いて発言し、発言が終わつた後、会長席に復さなければならない。
- 第9条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(議事録)

- 第10条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。
  - (1) 委員会の日時及び場所
  - (2) 出席委員の氏名
  - (3) 議事事項
  - (4) 議決の結果
  - (5) その他重要な事項
- 第11条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。
- 第12条 議事録は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。
- 第13条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置き、事務局に次の職員を置くものとする。
  - (1) 事務局長
  - (2) 次長

- (3) 参与
- (4) 書記
- 2 事務局長は、会長を補佐し、委員会の事務を掌理する。
- 3 次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときその職務を代理する。
- 4 事務局長は県商工労働水産部水産振興課の資源管理監を、次長は水産振興課の課長補佐及び漁業調整係長を、 参与は水産振興課の技術補佐、漁業監理係長及び水産企画普及係長をもつて充てる。
- 5 書記は、会長が任命する。

(連合海区委員の選出及び任期)

- 第14条 <u>漁業法第147条</u>の規定に基づき設置された鹿児島県連合海区漁業調整委員会の委員でこの委員会を代表するものは、委員会が互選するものとする。
- 2 前項の委員の任期は4年とする。

(規程の改正)

第15条 この規程の改正は、委員会の議決によつて行うものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

附則

- 1 この規程は、昭和37年9月7日から施行する。
- 2 昭和37年8月8日旧鹿児島海区漁業調整委員会書記の職にある職員は、別に辞令を発せられない限り<u>第13条</u>に規定する書記に任命されたものとみなす。

附 則(昭和38年6月12日鹿児島海区漁業調整委員会告示第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年10月18日鹿児島海区漁業調整委員会告示第1号)

この規程は、昭和51年8月26日から施行する。

附 則(平成16年4月30日鹿児島海区漁業調整委員会告示第16—1号)

この規程は、平成16年4月30日から施行する。

附 則(平成22年6月25日鹿児島海区漁業調整委員会告示第22—1号)

この規程は、平成22年6月25日から施行する。

附 則(令和2年11月27日鹿児島海区漁業調整委員会告示第2—1号)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

## 第257回奄美大島海区漁業調整委員会

## 議 事 録

- 1 日程等
  - (1) 日 時 令和3年4月28日(水)15:00~15:45
  - (2) 場 所 大島支庁本館 4 階大会議室
  - (3) 出席者 別紙のとおり
- 2 議事内容及び結果
  - (1) 第20期奄美大島海区漁業調整委員会の会長及び職務代理者の選出について (協議)
    - → 原案のとおり承認する旨決定。
  - (2) 鹿児島県連合海区漁業調整委員会の委員の選出について (協議)
    - → 原案のとおり承認する旨決定。
  - (3) シラヒゲウニの採捕に係る委員会指示について (協議)
    - → 原案のとおりの指示が適当である旨決定。
- 3 その他 なし。

#### 令和3年4月28日午後3時00分開会

#### 議事2【鹿児島県連合海区漁業調整委員会の委員の選出について(協議)】

#### 茂野会長

次に議事2【鹿児島県連合海区漁業調整委員会の委員の選出について】を議題といたします。この件は協議事項となっております。事務局から説明をお願いします。

#### 西堂園書記

議事2について説明いたします。資料1の3ページをご覧ください。 県の連合海区漁業調整委員会の委員につきましては、連合海区の事務 規程の第3条第1項に「連合委員会は、委員9名をもって組織する」、 また、第2項におきまして「委員は、各海区漁業調整委員会の委員の中 から、その定めるところにより選出された各同数の委員をもって充て る」と規定されております。本県は、鹿児島、熊毛、奄美大島の3海区 が設置されておりますので、規定に基づくと各海区から3名ずつ選出す るということでざいます。

次に2ページにお戻りください。これは当海区の事務規程ですが,第 1.4条の第1項に「漁業法第1.47条の規定によって連合海区漁業調整 委員会が設置された場合,本委員会を代表する委員は,委員が互選するものとする」,また,第2項におきまして「前項の委員の任期は1年とする。ただし,再任を妨げない」と規定されております。

このような規定に基づきまして、当海区におきましては、これまで、毎年3名の委員を選出してきたところですが、海区調整委員の改選がありましたことから、新たに委員を選出する必要が生じたものでございます。

このように説明をしているが、第 258 回以降で事務規定の改正に係る審議・決定を行っていない。

つきましては、今回、委員の皆様にこの連合海区の委員3名の選出について御協議いただきたいと存じます。また、この各海区の委員3名の選出については、鹿児島海区・熊毛海区は、連合海区業務の効率化を図るために、4年間固定の連合海区委員を選出していたことから、県連合海区事務局から奄美大島海区についても委員の選出については、4年間を通じた委員選出をお願いしたいとの連絡がありました。鹿児島海区・熊毛海区との足並みを揃えるためにも、任期を4年間とする連合海区委員の選出が必要と思われますが、この点についても、ご審議の程、よろしくお願いします。

なお,連合海区委員任期を4年間に改めることとなれば,奄美大島海 区漁業調整委員会事務規程の任期変更にかかる改正を次回の漁業調整委 員会に諮りたいと考えております。

以上で議事2に関する説明を終わります。

茂野会長

ただいまの説明について、質疑はありませんか。まず、任期についてですが、御異議がなければ、今回選出する連合海区委員3名については、4年間務めていただくこととしてよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし。)

茂野会長

次に、委員の選出方法ですが、事務局から選出方法について参考となる考え方などがありますか。

西堂園書記

従来は、会長と「漁業者代表から1名」、「学識経験者・公益代表から1名」を選出していました。選出方法については従来と同様に、会長と、「漁業者・漁業従事者委員から1名」、「学識経験・中立委員から1名」といった形で問題ないと考えています。

茂野会長

事務局から説明がありましたが、会長と、「漁業者・漁業従事者委員から1名」、「学識経験・中立委員から1名」を選出するということでいかがでしょうか。

各委員

(異議なし。)

茂野会長

それでは、連合海区の委員は、「会長」、「漁業者・漁業従事者委員から1名」、「学識経験・中立委員から1名」の3名とすることに決定します。

茂野会長

会長以外の2名の委員について選出しなければなりませんが、事務局から選出方法について参考となる考え方などがあれば説明をお願いします。

西堂園書記

委員の皆様に選出してもらう必要がありますが、特段御意見がなければ、連合海区の業務を効率よく進めると言う観点から、調整委員経験者や連合海区の業務に詳しい委員が望ましいと思われます。

茂野会長

他の方法等があれば、お聞かせください。何かありませんか。

(意見なし)

茂野会長

意見が無いようですが、事務局の案はありますか。

西堂園書記

ひとつの案ですが,漁業者・漁業従事者委員からは調整委員経験者として奥田委員,学識経験・中立委員としては元県職員で連合海区事務局経験者である篤委員というような考え方があろうかと思われますが,委員の皆様でご検討くださるようお願いします。

茂野会長

皆様、ただいま事務局から説明がありましたがいかがでしょうか。

各委員

(異議なし)

茂野会長

それでは、御異議無ければ、会長と、奥田委員、篤委員の3名という ことでよろしいですか。

各委員

(異議なし。)

茂野会長

御異議が無いようですので, そのように決定いたします。